

「障害者差別解消法に基づく社会保険労務士の業務を行う事業者向け対応指針（案）
に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

平成 27 年 11 月 11 日
厚生労働省労働基準局監督課
年金局事業企画課

「障害者差別解消法に基づく社会保険労務士の業務を行う事業者向け対応指針（案）に関する御意見の募集について」について、平成27年8月21日から平成27年9月19日まで御意見を募集したところ、33件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた主な御意見の概要とそれらに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
第1	(2) 対象となる障害者	
1	<p>ここでは、「障害者基本法第2条第1号に規定する障害者」という法を根拠とする部分の記述しかなく、障害の対象が何なのか具体的に示されていません。「福祉事業者向けガイドライン」で基本方針の内容に沿う形で書かれている以下の内容を加筆願います。</p> <p>「これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるというモデル（いわゆる「社会モデル」）の考え方を踏まえているものです。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれています。</p> <p>また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。」（他1件）</p>	御意見を踏まえ、追記します。
1	(4) 社会保険労務士の業務を行う事業者への対応指針	

2	<p>「本指針において定める措置については、」を「<u>「望まれます」と記載されている内容等本指針において定める措置については、</u>とすること。</p> <p>(理由) 非常に重要な記述なので、上記の例示を加筆することでその意味するところをより明確にする必要があるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、「本指針において定める措置については、「望まれます」と記載している内容等法的義務ではないものも含まれますが、」と修文します。</p>
<p>第2 (1) ② 正当な理由の判断の視点</p>		
3	<p>下線部・文言の追加</p> <p>「・・・事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、また理解を得られない場合は、<u>相談窓口等と調整を図ることが望まれます。</u>」 (他1件)</p> <p>(理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。</p>	<p>「相談窓口」が何か明らかでないため、今後の参考とさせていただきます。なお、第4において、事業者における相談体制の整備について記載しています。</p>
4	<p>「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。」及び「また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」は非常に重要な記述と考えておりますので、削除されること等ないようお願いいたします。</p>	<p>御意見のとおりとしています。</p>
<p>第2 (2) ① 合理的配慮の基本的な考え方</p>		
5	<p><合理的配慮とは></p> <p>「合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。</p>	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の内容を踏まえた記載としています。</p>
6	<p><合理的配慮とは></p> <p>下線部・文言の追加</p> <p>「・・・代替措置の選択も含め、<u>障害者が必要とするコミュニケーション手段(手話通訳者・要約筆記者等、通訳を介するものを含む。)</u>を用意したうえで、<u>双方の建設的対話</u></p>	<p>コミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、「意思の表明」の記載部分で複数例示しているため、原案どおりとします。</p>

	<p>による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものです。」 (他1件)</p> <p>(理由) 障害者が必要とするコミュニケーション手段の準備があって、初めて双方の建設的対話ができるため。</p>	
7	<p><合理的配慮とは></p> <p>ここでは、合理的配慮の提供は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の者との平等を保障すること ・具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもの ・双方の建設的対話と相互理解 ・技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変遷すること <p>等が記述されています。</p> <p>ここに、適切な合理的配慮の提供のために必要なこととして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者団体と連携した研修の実施 ●合理的配慮の要望・実施に関するデータの蓄積 <p>を明記することが必要と考えています。</p>	<p>研修の内容・実施方法については、各事業者の判断により行っていただくものと考えられるため、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>合理的配慮の要望・実施に関するデータの蓄積については、御意見を踏まえ、第4に追記します。</p>
8	<p><意思の表明></p> <p>なお書の「・・・配慮を提供するための自主的な取組に努めることが望まれます。」を「・・・配慮を提供するために自主的に取組むことが望まれます。」とすること。</p> <p>(理由) 当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合は、法の趣旨を実現する観点から、事業者による自主的な取組が望まれるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、「配慮を提供するために自主的に取り組むことが望まれます」と修正します。</p>
9	<p><意思の表明></p> <p>次のカギカッコ内の文言を追加してください。</p> <p>意思の表明に当たっては、(中略) 言語(手話を含む。)のほか、(中略)、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(「手話通訳者・要約筆記者等、」通訳を介するものを含む。)により伝えられます。 (他2件)</p> <p>(理由) 障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなくコミュニケーションを支援する者についても明記することが必要と考えます。</p>	<p>コミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、当該事項の前段で複数例示しているため、原案どおりとします。</p>
10	<p><意思の表明></p> <p>「本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者・支援者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれま</p>	<p>コミュニケーションを支援する者は多様であり、「法定代理人」も含まれることから、例示的に記載しています。</p>

	<p>す。」の「法定代理人」を削除した上で、「家族・介助者等、意思決定やコミュニケーションを支援する者が」と、意思決定を支援する者を加えてください。（他1件）</p> <p>（理由）「法定代理人」には、成年後見人制度の利用が含まれています。現在の制度では、被後見や被補佐類型になると公務員になれない・自動的に失職する、また成年後見人が利用者の財産を横領するといった事件の発生等の問題があり、根本的な見直しが求められる状況にあります。</p> <p>また、障害者権利条約では、成年後見制度のような代理決定の仕組みから、障害者本人が意思決定を行うことを支援する制度への転換を求めています。そうしたことも踏まえ、法定代理人を削除すべきであると考えます。</p>	
<p>第2（2）②過重な負担の基本的な考え方</p>		
<p>11</p>	<p>できるだけ、「過重な負担」について、相互理解、客観的な根拠の提示を行うため、以下の記述も入れてください。</p> <p>1 代替え措置の検討</p> <p>2 障害者との協議による相互理解</p> <p>そのうえで、下記の文章を加筆してください。</p> <p>『「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が形骸化されるべきではありません。』</p>	<p>御意見を踏まえ、「具体的な検討をせずに過重な負担の意味を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、」を追記します。</p>
<p>第3（2）合理的配慮と障害特性に応じた対応について</p>		
<p>12</p>	<p>「・・・法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて・・・」を「・・・法、基本方針及び本指針を踏まえ、<u>法の趣旨を実現する観点から</u>、具体的場面や状況に応じて・・・」とすること。</p> <p>（理由）過重な負担を理由に、合理的配慮を提供する努力義務が形骸化することのないよう、法の趣旨を実現する観点からの対応の必要性を明記する必要があるため。</p>	<p>「法、基本方針及び本指針を踏まえ」に同じ趣旨が含まれているので、原案どおりとします。</p>
<p>13</p>	<p>「また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。」を「また、事業</p>	<p>基本方針を踏まえた記載であり、原案どおりとします。</p>

	<p>者に強制する性格のものではなく、事業者の規模等によっては過重な負担となる可能性があります。合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要です。事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じ、柔軟かつ長期的な視点を持ち、対応することが期待されます。」と変えてください。</p> <p>(理由) 文章に消極性を感じます。これでは、結局は現状のままになるのではないのでしょうか。</p>	
14	<p>「また、<u>事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、合理的配慮の提供について具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。</u>」を「また、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、合理的配慮の提供について具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが<u>望まれます。</u>」に修正してください。</p> <p>(他1件)</p> <p>(理由) 例示されている合理的配慮が事業者にとって「過重な負担」であることが前提のように読めるため。</p>	
15	<p>障害特性に応じた具体的対応例に「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>厚生労働省「福祉事業者向けガイドライン」(P16～P17)のように、事例だけでなく具体的な例示が必要と考えます。</p>	<p>社会保険労務士については、具体的対応例も含め、第3の記載で十分であると考えています。</p>
17	<p>障害特性に応じた具体的対応例に、発話の障害である吃音(きつおん・どもり)を入れてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>政府広報オンライン「発達障害ってなんだろう」、国立障害者リハビリテーションセンターの発達障害情報・支援センターにも「吃音」のことが取り上げられている。</p> <p>吃音者は発話するときその障害が出現する。主に難発、連発、伸発がある。発話するとき吃ってしまうことによ</p>	<p>御意見を踏まえ、追記します。</p>

	<p>り、言いたいことを伝えられない。発話できやすい言葉を使うこと。上手く発話できないが故に時間がかかる。発話する際に身体全体や身体の一部が不自然に動くことや表情が歪むことがある。発話する際に相手に唾液を飛ばしてしまうこともある。絶対に発話しなければならない挨拶や名前を名乗ることや、決められた言葉を発話できないために、相手から常識がない人間だと思われることもある。</p> <p>吃音を知らない人間から見れば不自然、不審、不安、恐怖、嫌悪、不快、などの感情が芽生えるかもしれない。だが、吃音というものを理解してほしい。笑わないでほしい。合理的配慮として吃音者が言い終わるまで待つこと、発話のみのコミュニケーション以外を選択できるようにすること、敬語が使えないことを怒らないこと、常識がないと判断しないでほしいこと、吃音者が希望すれば別室で他人の視線を気にせず話せるようにすることなどを行ってほしい。くれぐれも早く話せだとか、時間がかかる奴だと言ったり思ったりしないでほしい。</p>	
18	<p>この項目では、身体・視覚・聴覚・精神等、各障害別に特性や対応する際の好事例を示しています。</p> <p>障害の理解・その対応の周知のため、対応事例をさらに充実させるよう努めてください。</p>	今後の参考とさせていただきます。
第4 事業者における相談体制の整備		
19	<p>「・・・体制の整備や職員の研修・啓発を行うことが望まれます。」を「・・・体制の整備や職員の研修・啓発を行うことが<u>重要</u>です。」とすること。</p> <p>(理由) 基本方針の第4に「・・・相談窓口の整備、事業者の研修・啓発の機会の確保等も重要であり・・・」と記載されているため。</p>	御意見を踏まえ、修文します。
20	<p>「・・・より充実した相談体制の整備をはじめ、日頃から・・・」を「・・・より充実した相談体制の整備や<u>相談窓口</u>についての<u>分かりやすい周知</u>をはじめ、日頃から・・・」とすること。</p> <p>(理由) 相談の実効性を確保するためには、相談体制の整備に加えて、相談窓口を障害者等に分かりやすく周知することが不可欠であるため。</p>	御意見を踏まえ、追記します。

21	<p>下線部文言の追加</p> <p>「なお、事業所において相談窓口を設置する際には、利用者等に周知を図り、利用しやすいものとするよう努めるとともに、相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。また、<u>相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れ、</u>地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、障害当事者団体、医療、教育、労働関係機関などとも連携して、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことが望まれます。」 (他1件)</p> <p>(理由) 障害の特性についての理解があって、初めて障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができると考えるため。</p>	<p>相談窓口の体制の整備については各事業者の判断により行っていただくものと考えられるため、今後の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>相談体制の整備の項に、連携先の一つとして障害者団体が追記されていることは評価できます。しかし、原案には、相談窓口への連絡方法が、記載されていません。電話、FAX、メールなど、様々な方法で相談できる体制が必要です。</p> <p>そこで、以下のような項目の追加をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の研修を行う際、障害者団体との連携が必要であること 2 できる限り、障害者の相談員を配置すること 3 相談窓口では、電話・ファックス・メール・手話・筆談・意思伝達装置等、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用意すること 4 相談窓口を設置する際は、相談の内容の収集・分類に努めること 	<p>1及び2 研修の内容・実施方法、相談窓口の体制の整備については各事業者の判断により行っていただくものと考えられるため、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>3 御意見を踏まえ、「より充実した相談体制の整備（対面のほか、電話・ファックス・電子メール等多様な相談方法を用意しておくこと）や相談窓口の分かりやすい周知をはじめ、」と修文します。</p> <p>4 他の御意見を踏まえ、第4に追記しています。</p>
<p>第6 国の行政機関における相談窓口</p>		
23	<p>末尾に「事業者においても、厚生労働省の相談窓口について障害者及び関係者に分かりやすい形で周知すること。」を加筆すること。</p> <p>(理由) 厚生労働省の相談窓口については行政による周知だけでは限界があるため、障害者と直接、接する事業者からも周知する等あらゆるルートで分かりやすく知らせる必要があるため。</p>	<p>障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域においては、主体的な取組がなされることが重要であり、第6において、相談に際して、地域の自治体の様々な相談窓口（福祉事務所、児童相談所など）や各都道府県において組織される障害者差別解消地域協議会などを活用できる旨記載しています。</p>
<p>おわりに、参考ページ、その他</p>		

24	<p>第 7 主務大臣による行政措置にも一部記載がありますが、文科省の対応指針の 4 留意点 (3 ページ下) では、下記のように記載されています。法第 12 条の規定を明記しており、これは非常に重要なので、本指針にも明記してください。</p> <p>「本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。なお、関係事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各関係事業者により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第 12 条の規定により、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。</p>	<p>第 7 に法第 12 条の趣旨を明記していること並びに修文した第 1 (4) の記載により、御意見の趣旨は表現されていると考えます。</p>
25	<p>「障害特性や特性ごとの配慮事項等」かあるいは P16 の「関連ホームページ」に発達障害の理解を深めるページを追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報オンライン 発達障害ってなんだろう？ http://www.gov-online.go.jp/featured/201104/ ・発達障害情報・支援センター (国立障害者リハビリテーションセンター) http://www.rehab.go.jp/ddis/ <p>(理由)</p> <p>吃音症が発達障害の枠内にあり、発達障害者支援法の対象であることの周知が今までされてきませんでした。また、発達障害が、身体障害、知的障害、精神障害などの狭間にあって周知が遅れてきたことも併せて、上記のページを知ってもらいたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、参考ページ「障害特性や特性ごとの配慮事項等」に政府広報オンライン (発達障害って、なんだろう?) 及び発達障害情報・支援センター (国立障害者リハビリテーションセンター) を追記します。</p>